

**国際取引法学会全国大会**  
**知財部会報告内容(暫定)**  
2020年9月19日(土)～9月20日(日)

9月19日(土)

第1セッション:知財部会(12時～13時30分)

1. 前半(12時～12時40分)

向山純子氏(日本アバイア(株)取締役法務部長、弁理士、米国弁護士)

題目:「AIPPI standing committee of Commercialization of IP 委員会の2009年報告書「Comparative Study of License Agreement」の検討」

要旨:

ライセンス契約は今日のビジネス社会において広く用いられている契約形態であるが、各国における取扱いは明確になっていない。このような現状を鑑みて、AIPPIのStanding Committee of Commercialization of IP委員会は、2019年に、ライセンス契約に関連する諸問題について19か国からの回答をまとめ、「Comparative Study of License Agreement(ライセンス契約の比較法的研究)」報告書を作成、提出した。

本報告は、同報告書について検討し、ライセンス契約の諸問題がどのように取り扱われているかについて各国の回答を横断的に分析するとともに、日本法への示唆を抽出することを目的とする。

2. 後半(12時45分～13時25分)

荒木謙太氏(明治学院大学院法学研究科後期博士課程、法務博士)

題目:「ツイッター上のリツイート責任と発信者情報開示請求」

要旨:

本テーマに関して、今年の7月21日に最高裁判決が出ておりインターネット上の著作権侵害に関する情報開示の動向において新しい進展が見られた。本判決は、SNSにおいて他人の著作物が無断で投稿された場合に、この画像の一部に含まれていた氏名部分が切除された状態の画像が閲覧者の端末に表示された場合、投稿者が著作者名を表示したことにはならないと判断したものである。当該テーマに関する近年の動向と併せて、本判決の内容や意義について発表する。